

4 月

日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30		

〒555-0024

大阪市西淀川区野里1-12-20ハイツ守山202

世古年幸税理士事務所

代表 税理士 世古年幸

TEL 06-6477-7890

FAX 06-6477-7897

メール info@seko-tax.comホームページ <http://www.seko-tax.com/>

1 ごあいさつ

今月、事務所便り第84号を発行させていただきます。

新型肺炎の感染拡大が日本でも広まってきて、緊急事態宣言が発令されようとしています。手洗い、うがいなど自分たちでできることをして予防につとめましょう。

今月は、用事で田舎に帰る途中で立ち寄った和歌山城の写真と桜の写真を掲載させていただきます。



(写真は、和歌山城の岡口門です)

今月発行の事務所便りの内容としましては、税金よりのピックアップとしまして、**新型コロナウイルス感染症の支援策について**、税金以外のテーマとしまして**自己治癒力を高める方法** を書いております。

皆様のご参考になれば、うれしく思います。

2 新型コロナウイルス感染症の支援策 について

新型コロナウイルス感染症の拡大に伴って現状発表されている支援策をご紹介します。

<経営相談窓口>

経済産業省HP特設ページ内の「新型コロナウイルスに関する経営相談窓口一覧」に掲載されておりますが、その一部をご紹介します。

- ・日本政策金融公庫 各支店
- ・商工中金 各支店
- ・各都道府県の信用保証協会
- ・各都道府県の商工会議所
- ・各都道府県のよろず支援拠点

など

[一般事業者向け]

<資金繰り支援内容>

(信用保証協会での支援内容の一部)

- ・新型コロナウイルス感染症特別貸付危機対応融資
金利当初3年▲0.9%引き下げ
- 【対象要件】
売上高▲5%以上減少

- ・セーフティネット保証4号（対象業種の指定あり）
【対象要件】
売上高が前年同月比▲20%以上減少等

- ・セーフティネット保証5号（対象業種の指定あり）
【対象要件】
売上高が前年同月比▲5%以上減少等

(日本政策金融公庫での支援内容の一部)

- ・新型コロナウイルス感染症特別貸付

金利当初3年▲0.9%引き下げ

元金返済据置期間最長5年

【融資対象】

下記の①または②のいずれかに該当する方

- ① 最近1ヶ月の売上高が前年又は前々年の同期と比較して5%以上減少した方
- ② 業歴3ヶ月以上1年1ヶ月未満の場合等は、最近1ヶ月の売上高が、次のいずれかと比較して5%以上減少している方
 - a 過去3ヶ月（最近1ヶ月を含む。）の平均売上高
 - b 令和元年12月の売上高
 - c 令和元年10月～12月の売上高平均額



(写真は、桜の蕾越しの和歌山城です)

・特別利子補給制度

上記の「新型コロナウイルス感染症特別貸付」により借入を行った中小企業者等のうち、**特に影響の大きい事業性のあるフリーランスを含む個人事業主、また売上高が急減した事業者などに対して、利子補給**を行うことで資金繰り支援を実施。

【融資対象】

「新型コロナウイルス感染症特別貸付」により借入を行った中小企業者のうち、以下の要件を満たす方

- ① 個人事業主：要件なし
- ② 小規模事業者（法人）：売上高▲15%減少
- ③ 中小企業者（①②を除く）：売上高▲20%減少

*小規模要件

- ・製造業、建設業、運輸業、その他業種は従業員20名以下

- ・卸売業、小売業、サービス業は従業員5名以下

【利子補給】

- ・期間：借入後当初3年間
- ・補給対象上限：中小事業1億円、国民事業3,000万円



(写真は、和歌山城です)

【生活衛生関係の事業者向け】

(日本政策金融公庫での支援内容の一部)

- ・生活衛生新型コロナウイルス感染症特別貸付

金利当初3年▲0.9%引き下げ

元金返済据置期間最長5年

【融資対象】

生活衛生関係の事業を営む方（その他の条件は、一般事業者向けと同じです）

・特別利子補給制度

上記の「生活衛生新型コロナウイルス感染症特別貸付」により借入を行った中小企業者等のうち、**売上高が急減した事業者などに対して、利子補給**を行うことで資金繰り支援を実施。

【融資対象】

一般事業者向けとほぼ同じです

＜小学校等の臨時休業に伴う保護者の休暇取得支援（労働者に休暇を取得させた事業者向け）＞

新型コロナウイルス感染症に関する対応として、小学校等が臨時休業した場合等に、その小学校等に通う子供の保護者である労働者の休職に伴う所得の減少に対応す

るため、正規・非正規問わず、労働基準法上の年次有給休暇とは別途、有給の休暇を取得させた企業に対する助成金を創設します。

【対象事業主】

1 又は2の子供の世話をを行うことが必要となった労働者に対し、労働基準法上の年次有給休暇とは別途、有給（賃金全額支給）の休暇を取得させた事業主

1 新型コロナウイルス感染症に関する対応として、臨時休業等をした小学校等に通う子供

2 新型コロナウイルスに感染した等の子供であって、小学校等を休むことが必要な子供

【支給額】

休暇中に支払った賃金相当額 × 10/10

* 支給額は8,330円を日額上限とする。



（写真は、交野の桜です）

＜国税の納付の猶予制度＞

新型コロナウイルス感染症の影響により国税を一時に納付することが困難な場合には、税務署に申請することにより、換価の猶予が認められることがあります。また、以下の事業がある場合には、納税の猶予が認められることがあります。まずはお電話で所轄の税務署にご相談ください。税務署において所定の審査を早期に行います。

【個別の事情】

- ① 災害により財産に相当な損失が生じた場合
- ② ご本人又はご家族が病気にかかった場合
- ③ 事業を廃止し、又は休止した場合
- ④ 事業に著しい損失を受けた場合

＜地方税の納付の猶予制度＞

国税の納付の猶予制度と同様の猶予制度があるようですので、お住いの都道府県・市区町村にてご確認ください。

＜国民健康保険、後期高齢者医療制度及び介護保険の保険料（税）等の取扱いについて＞

国税の納付の猶予制度と同様の猶予制度があるようですので、

- ・国民健康保険料についてはお住いの市区町村の国民健康保険担当課
- ・後期高齢者医療制度の保険料についてはお住いの市区町村の後期高齢者医療担当課
- ・介護保険料についてはお住いの市区町村の介護保険担当課

にてご確認ください。

＜厚生年金保険料等の猶予制度＞

国税の納付の猶予制度と同様の猶予制度があるようですので、

- ・厚生年金保険料については管轄の年金事務所
- ・健康保険料については、協会けんぽ加入の場合は年金事務所、健康保険組合加入の場合は健康保険組合

にてご確認ください。

上記以外の情報については次号以降でご紹介させていただきます。

【参考文献】

- ・経済産業省発行のリーフレット



（写真は、交野の桜です）

3 自己治癒力を高める方法 その1

「食」「健康」「ストレス緩和」「癒し」に関連したテーマについて毎回書いていくことにしております。

今回は、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い病院にて診察を受けること自体がリスクになるため「自己治癒力を高める方法」をご紹介します。

参考文献には、

1. 前かがみの姿勢をやめる

前かがみ、うつむき加減は、交感神経を優位にし、また呼吸も小刻みになり、全身の血の巡りを低下させてしまう＝自己治癒力が低下してしまう。

胸をはる姿勢を意識し、気が付いたら上半身を反ったり、少し視線を高くして空を見上げたりして、姿勢を正すことをお勧めします。

2. ときどきゆっくりと深呼吸

新鮮な空気は、生体を健全に保つために不可欠です。ときどき換気をきっちり行って、深呼吸（腹式呼吸）をすることが大切です。気づいたときにでも、1日に30回くらいはゆっくりと腹式呼吸をする習慣をつけてはどうでしょうか。

3. 食にこだわる

食を是正する手っ取り早い方法はそれほど難しいことではありません。和食を中心にするだけでかなり改善されています。具体的には脂肪分や塩分をできるだけ抑え、加工食品をできるだけ避け、野菜、果物、穀類、海藻類、きのこ類、発酵食品を積極的に摂取することがポイントになります。

などと書かれておりました。

今回は、新型コロナウイルス感染症に罹患するリスクを少しでも下げるために自己治癒力を高める方法について取り上げさせていただきました。

参考文献には、上記以外のことも書かれていますが、書面のスペースの関係で上記の3項目のみのご紹介とさせていただきます。どれもそれほど難しい内容ではないと思いますので、日常生活に取り入れていただければと思います。

次号でこの続きを取り上げさせていただく予定にしています。

【参考文献】

- ・ 9割の病気は自分で治せる 著者 医学博士 岡本裕
発行所 中経出版



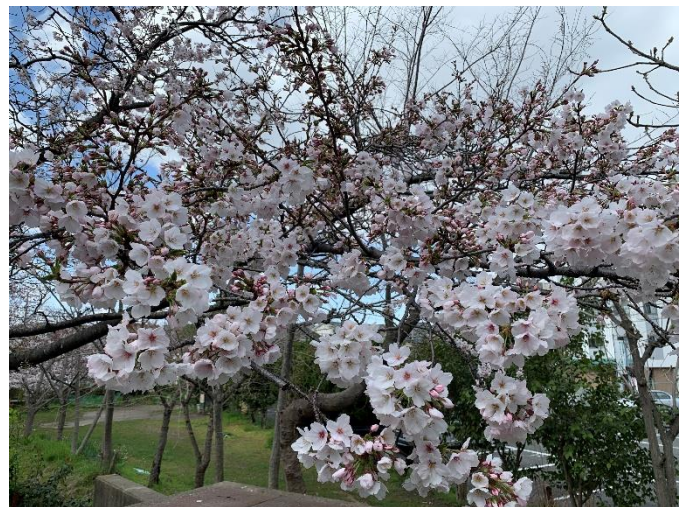
(写真は、交野の桜です)

5 編集後記

この事務所便りを作成している途中で「緊急事態宣言」が大阪府を含む7都府県に発令されました。

その発令を受けまして、近畿税理士会から「取引先との資料のやり取りなど外出を控える行動に努める」ようにとの指導がありましたので、当事務所でもそれに従って業務を進めていこうと考えております。

ただ、この「新型コロナウイルス感染症」に伴い売上高が減少して金融機関に融資の申し込みを考慮おられる事業主様の相談などどうしても対面で行わないといけない相談業務などの場合は、その状況に応じて対応させていただきますので、まずは事務所までご連絡ください。



今月も最後までお読みいただきありがとうございました。